

# 尾張旭市制50周年記念特別企画展業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市制50周年記念特別企画展業務委託を実施するにあたり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市制50周年記念特別企画展業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

市が指名した事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 業務委託名

尾張旭市制50周年記念特別企画展業務

#### (2) 業務内容

別添「尾張旭市制50周年記念特別企画展業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

委託契約締結日から令和4年1月14日（金）まで

#### (4) 企画展期日

令和3年12月1日（水）から12月26日（日）まで（文化会館休館日を除く23日間）

### 4 見積限度額

2,500,000円

※ 取引に係る消費税額及び地方消費税額等を含む。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 過去5年間に於いて、愛知県及び近接県内（岐阜県、三重県、静岡県）において、本市と同等規模以上の地方公共団体発注の尾張旭市制50周年記念特別企画展業務と同種又は類似した業務を受注した実績を有する者であること。

同種業務	尾張旭市制50周年記念特別企画展業務
類似業務	市町村の歴史や文化、観光に関する企画展などの企画・開催業務

- (7) 次の条件を満たすイベント業務管理者及び担当技術者を配置すること。

### ア イベント業務管理者

- ・3年以上の実務経験を有する正社員で、イベント開催経験があり、イベントの企画、運営・現場の指揮監督について経験が豊富であること。
- ・過去5年間に於いて、地方公共団体発注の尾張旭市制50周年記念特別企画展業務と同種又は類似した業務の実績があること。

### イ 担当者

- ・適正に業務を実施する者であること。
- ・過去5年間に於いて、地方公共団体発注の尾張旭市制50周年記念特別企

画展業務と同種又は類似した業務の実績があること。

- ・担当者は、イベント業務管理者を兼ねることができない。

## 6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和3年6月30日（水）
質問受付期間	令和3年6月30日（水）から 令和3年7月7日（水）まで
質問回答期日	令和3年7月14日（水）
参加表明書等提出期限	令和3年7月21日（水）
企画提案書提出期限	令和3年7月29日（木）
審査結果通知	令和3年8月5日（木）（予定）
事前協議	別途通知
契約締結	令和3年8月9日（月）（予定）

## 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 社会的価値の実現に資する取組（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

## 8 質疑応答等

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、教育委員会事務局文化スポーツ課に令和3年7月7日（水）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和3年7月14日（水）17時15分までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

### (2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、5に定める参加資格要件を有する者に限る。

### (3) 提出先

尾張旭市教育委員会事務局文化スポーツ課文化振興係

### (4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (5) 提出期限

令和3年7月21日（水）17時15分まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

## 10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部

イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部

ウ 工程表（様式任意）：原本1部、写し5部

エ 参考見積書（様式任意）：原本1部、写し5部

オ 団体概要（様式3）：原本1部、写し5部

カ 業務実績（様式4）：原本1部、写し5部

キ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部

ク 社会的価値の実現に資する取組（様式6）：原本1部、写し5部

### (2) 提出先

尾張旭市教育委員会事務局文化スポーツ課文化振興係

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和3年7月29日（木）17時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 企画提案書の構成

本プロポーザルでは、A「実施方針・実施フロー・工程計画」及びB「評価テーマに対する企画提案」について、企画提案書として提出を求める。

評価テーマは以下に示すものとする。

- ① 本市の歴史や文化、市制施行後50年間のできごとの整理及び未来につなげる企画展示内容
- ② 市民に市制50周年を記念する機運を醸成するための効果的な展示手法及び広報

(6) 提案書等の作成の留意点

ア 企画提案書

- ・ A4版縦左綴じ横書き30ページ以内（両面印刷）で記載すること。
- ・ 文字の大きさは、原則として11ポイントとすること。

イ 工程表（様式任意）

ウ 参考見積書（様式任意）

見積書には内訳を記載すること。

エ 提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 審査方法等

(1) 審査委員により、企画提案書の**別紙審査表**（100点満点）による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名および審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

### 13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について、協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において事業者と当該業務について協議を行い決定する。

### 14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

### 15 連絡先

担 当：尾張旭市教育委員会事務局文化スポーツ課文化振興係（浅野）

住 所：尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-53-1144

FAX：0561-53-3339

E-mail：bunka@city.owariasahi.lg.jp